都道府県がんデータベースの整備（法第22条）

資料４

都道府県知事は、当該都道府県のがん対策の企画立案又は実施に必要ながんに係る調査研究に利用するため、次の各号のいずれかに該当する情報と都道府県がん情報の全部又は一部を一体的に記録し、及び保存する必要があると認めるときは、全国がん登録データベースを用いて、一を限り、これらの情報及び第三項の規定により匿名化を行った情報を記録し、及び保存するデータベースを整備することができる。

**一**この法律の施行の日前に診断された当該都道府県の住民のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報を収集し、及び保存する事業であって、全国がん登録に類するものとして政令で定めるものにより収集されたこれらの情報

二　当該都道府県の区域内の病院等の管理者、市町村その他のがんに係る調査研究における有用性が認められる情報を保有する者として政令で定める者から得られた届出対象情報以外のがんの罹患、診療、転帰等に関する情報

**都道府県がんデータベース**

**地域がん情報**

**都道府県がん情報**

**都道府県内の政令で定める者から**

**得られた届出対象情報以外**

**の情報**

**地域がん登録**

**標準データベース**

**地域がん情報**

データ移行

・国立がん研究C運用のデータベースシステムを利用

・利用料：国がん負担のため無料（H27まで）

都道府県がん情報：全国がん登録情報のうち、これを利用しようとする都道府県の名称が記録されたがん情報及び当該都道府県所在の病院等から届出がされたがんに係る情報

＜府における対応＞

・国立がん研究C開発のデータベースシステムを利用

　参加予定都道府県数：44道府県

・利用料（H28予定）：324千円